

糸島市補助金設計書

所管課 商工振興課

補助金名称	経営強化専門家活用補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市補助金等交付規則

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策 2_地域経済の活性化

施策①_未来を担う企業の創出と育成

1 補助の目的

国や県が行う補助金や助成金の申請では、書類の作成が煩雑で、申請をあきらめている事業者がいる。また、事業採択のためには、ポイントを押さえた書類作成が必要であり、ノウハウを持たない商工業者が作成した書類では、不採択となることも多い。そこで、補助事業等の申請に中小企業診断士や税理士など、専門家の支援を受ける費用の一部を補助することで、商工業者の取り組みを支援する。

2 成果指標

指標①	本事業を活用した補助金・助成金等の申請数		
目標値①	30	(単位)	件
指標②		(単位)	
目標値②		(単位)	
指標③		(単位)	
目標値③		(単位)	

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

国・県等の補助金申請のために専門家の支援を受ける際の費用

【補助対象者】

市内で商工業を営む中小企業者

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

国・県等の補助金申請のために専門家の支援を受ける際の費用

※着手に係る費用が対象

【補助対象外経費】

成功報酬

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 3分の2

【補助限度額】 100,000 円

【積算根拠ほか】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済の低迷や、急激な物価高騰の影響を受ける厳しい環境を、経営強化より乗り越えていく商工業者の取り組みを支援する臨時的な支援制度であるため、補助率を3分の2とした。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 7 年度 まで